

# 寒川町地域防災計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

この度、町民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的に、災害全般に関する総合的な指針と対策を定めた「寒川町地域防災計画（案）」についてご意見を募集したところ、18件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見・ご要望並びに町の考え方について公表いたします。

## 【意見等募集期間】

平成25年9月6日（金）～平成25年10月8日（火）

## 【資料配付閲覧場所】

危機管理課窓口、役場1階ロビー案内、情報公開コーナー、町民センター、町民センター分室、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、寒川総合図書館、健康管理センター、寒川総合体育館、町ホームページ

## 【意見等提出状況】

意見提出者数 5名  
意見総数 18件

### 意見内容及び取扱い

- |                        |   |    |
|------------------------|---|----|
| 1 「家庭の食糧備蓄」に関する意見      | … | 既存 |
| 2 「帰宅困難者対策」に関する意見      | … | 反映 |
| 3 「特別警報」に関する意見         | … | 反映 |
| 4 「計画の目的（減災）」他に関する意見   | … | 参考 |
| 5 「減災目標」に関する意見         | … | 参考 |
| 6 「地震被害想定の切迫性」他に関する意見  | … | 参考 |
| 7 「出水時の対策」に関する意見       | … | 既存 |
| 8 「公的備蓄不要」他に関する意見      | … | 参考 |
| 9 「避難所への避難」他に関する意見     | … | 参考 |
| 10 「情報伝達」他に関する意見       | … | 参考 |
| 11 「災害ボランティア」に関する意見    | … | 参考 |
| 12 「防火・防災管理者制度」に関する意見  | … | 参考 |
| 13 「地震の被害想定」に関する意見     | … | 既存 |
| 14 「社会条件の記述」他に関する意見    | … | 既存 |
| 15 「津波対策」他に関する意見       | … | 参考 |
| 16 「一時避難防災マンション」に関する意見 | … | 参考 |
| 17 「災害ボランティア」に関する意見    | … | 反映 |
| 18 「班単位の防災対策」に関する意見    | … | 参考 |

※反映（計画に反映する意見） 3件  
※既存（既に記載されている意見） 4件  
※参考（参考にする意見） 11件

【意見に対する町の考え方】

番号	意見内容	町の考え方
1	<p>第1編、第1部、第4章、第3節、町民等の責務において“1週間分（最低でも3日分）の食糧・飲料水等の備蓄”と追記された。</p> <p>2013年5月、南海トラフ巨大地震の対策を検討する国の有識者会議は「家庭用備蓄は“1週間分以上”の確保が必要」と発表した。など</p> <p>現在一週間とする考えが主流であるが、敢えて最低でも3日分と追記したのはどのような意図によるものか。</p> <p>読み方にもよりますが、寒川では最低3日分あれば後は公助に繋がるということか、3日分はランニングストックでしのぎ、その後は非常食でしのぐという考えなのか不明。</p>	<p>各家庭での食糧等の備蓄につきまして、最低でも3日分と追記した理由としましては、備蓄の用意がなかった方に対して、一度に1週間分の備蓄をお願いすることは現実的に難しいのではないかとの考えから、まずは到達できるであろう最低限の備えの基準を示させていただくという意味で、基本は1週間としながらも、最低でも3日分の備蓄はお願いしたいという記載とさせていただきます。</p> <p>なお、最低3日分あれば後は公助に繋がるということや3日分はランニングストックでしのぎ、その後は非常食でしのぐという考えのことではございません。</p>
2	<p>第2編、第1部、第3章、第5節、6 帰宅困難者対策</p> <p>従来の計画に対し非常に綿密な計画が展開され心強い限りであるが、このことに関しては近隣市町村との支援体制の連携・情報交換等の協力が必要になると思われますが、計画ではそのことに触れられていない。</p>	<p>帰宅困難者対策につきましては、自力での徒歩帰宅が困難な方を対象としておりますが、徒歩や自転車などで帰宅する方々には、帰路の安全なルートの確認を含め様々な情報が必要だと思いますので、近隣自治体との連携や情報交換等の協力につきましても寒川町地域防災計画に掲載して参ります。</p>
3	<p>見直し時期のタイミングの問題と思いますが、2013年8月30日より“特別警報”の運用が始まっております。</p> <p>特別警報の関連法は2013年5月30日に公布、8月30日からの運用開始は7月末からアナウンスされていた。当該地域防災計画の見直しが完了する時点では当然運用されているものとなります。</p> <p>又、この情報は災害発生時、最も重要な情報であり、今後の地域防災計画に欠くことのできない内容であると思しますので是非計画に取り入れて頂きたい。</p>	<p>特別警報につきましては、最も重要な防災情報ですので、寒川町地域防災計画に反映する考えでございます。</p>

<p>4</p>	<p>防災計画は、「減災」という目的を持った計画です。</p> <p>この計画は、地震、風水害及び大規模な火災等災害全般に関して、総合的な指針及び対策を定めたものであり、これを有効適切に活用することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。(第1章1節)</p> <p>その被害の様相を最小限にするための対策や、その被害に見合った応急、復旧対策を検討して行くために活用することを目的とするものである。(第3章1節)と書かれていますが、どこにも「減災するためのもの」とは書かれていません。最近では、「減災をする」ことを目的にした「防災計画」が多くなってきています。</p> <p>目的は、「被害から保護する」とか、「被害を最小限にする」といった、あいまいなものではなく、被害想定し、その被害をどこまで、いつまでに減らす(たとえば死亡者を減らす、被害額を減らすなど)とすべきです。</p> <p>第4章、第2節 防災関係機関の実施責任の1に、“他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する”と書かれていますが、一体どんな責任があるのでしょうか?このように明確に書くことによって(更改は常にあったとして)行政の責任が明確になります。単なる文章で書いた無責任な計画ではなくなります。</p>	<p>地域防災計画につきましては、地震、風水害及び大規模な火災等災害全般に関して総合的な指針及び対策を定めたもので、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、被害を最小限に抑えるための計画ですので、「減災」が重要であることはご指摘のとおりですが、被害想定に対する具体的な数値目標を掲載するための計画ではございません。</p> <p>また、防災関係機関の実施責任につきましては、各関係機関等と協力して、防災活動を実施することで、災害から地域並びに町民の生命、身体及び財産を保護することが、防災の第一次的責任を有する基礎的自治体としての町の責任であるとの記述でございます。</p>
<p>5</p>	<p>あまりページ数を増やしても、読む人は多くありません。</p> <p>結論的に、どんな震災が、どのぐらいの確率で来て、どんな被害が出るかを住民に知らせ、減災目標を何年かけて町は達成しますと、書かれていれば、計画はそれで十分だと思います。</p> <p>そして、「こんな備えを住民が行なうことを前提にしています」と書かれていた方が、減災がスムーズに進むと思います。今回の(膨大な)計画書は、文書づくりに凝った感じがします。何も定型的な「防災計画策定」を国などから義務付けはされていないはずで</p>	<p>地域防災計画とは別に、減災につながる様々な情報や各家庭での災害に対する備えなどについての情報をわかりやすくまとめ、町ホームページに掲載すると共に、チラシやパンフレットなどにして、あらゆる機会を捉え、啓発に努めて参ります。</p>

6

地震被害想定の切迫度をもっとはっきり示した方が良いと思います。(第1節 地震1)

とかく、「いつ来るか分からない」といって「恐れおののかす」言動があります。「被害を最小限に抑える」ことも「いつ地震が来ても良いように備える」こともできません。最小限とはどういう意味ですか?と聞かれたら答えられないはずです。一人も怪我しないようにするには膨大な税の投入が必要になります。

そういう「言葉だけの防災」ではなく、防災は科学的に行うしかありません。めったに來ない地震に完全に備えることなどできっこありません。一番リスクの高い地震に備えるしかないのです。第一歩は、「被災の程度」の推計です。技術が進歩してもっと正確に推計できるようになれば、防災(減災)をそれに合わせ更新すれば良いのです。

津波に対する警戒は必要かも知れませんが、対策は後回しで良いと思います。何でもカンでもやるわけには行かないことを住民にきちんと知らせるべきです。

その大前提の一つは、終わりの方の(第2章)都市の安全性の向上です。これが進まなければ、減災はできないと思います。これにいくら金を、今後どのスパンで掛けるのか?ここの説明がほとんどありません。努力するなどと言う言葉は要りません。

公共施設の営繕費に10年間で30億円掛かると言いますが、同じ感覚で、耐震性を上げる、石塀(死亡事故のトップ)の改修に補助を出すなどなど、「生命にかかわる」所への投資は必須です。(食糧備蓄などよりはるかに重要です)恐らく10年間、毎年5億円を投入して、地震による死亡者を数人減らせるかどうかだと思います。これは減災の一例です

地震被害想定切迫性については、県の神奈川県地震被害想定調査(平成21年3月)に基づき、第1編の総則においてお示ししたとおり、町においてリスクの高いと思われる9つの地震を想定し、その被害に見合った応急復旧対策を実施するために、寒川町地域防災計画を策定しております。

また、第2章の都市の安全性の向上につきましては、市街地の安全性を高めるための計画的な整備を順次進めることの重要性について記載したものですので、具体的な期間及び予算等につきましては記載しておりません。

7	<p>出水については、地震より被害が大きい可能性があります。対策を急ぐべきです。</p> <p>あまり報道されませんでしたでしたが、中越地震で、寝たきり高齢者が溺死したそうです。近所付き合いの濃い中越地方でも出水で溺れたのです。きちんと想定すれば寒川でも数人の死亡者が出るように思います。</p> <p>避難用のボートも1腹しかないときいています。死亡者の出る一つの大きな要因です。</p>	<p>出水対策につきましては、風水害対策として、掲載しております。</p> <p>また、洪水などによる死亡者を出さないように、洪水ハザードマップを全戸配布するなどしておりますが、更なる対策に努めて参ります。</p>
8	<p>復興は、寒川は早いと思います。2～3日でコンビニが開くと見ておいて良いと思います。</p> <p>東日本大震災時、スーパーの棚からコメは消えましたが、米店に買いに行った人はあまりいなかったそうです。たっぷりお米はありました。公的な備蓄は必要ありません。終戦後の食糧難を思い出すからでしょうか、「炊き出し訓練」の必要性もありません。これは高齢者のレクリエーションです。</p>	<p>食糧等については、帰宅困難者対策も含め、最低限の備蓄は必要と考えております。</p> <p>また、大災害時におきましては、電気、ガス等のライフラインが止まるのが想定されておりますので、炊き出し訓練につきましても、必要な訓練の一つと考えております。</p>
9	<p>町民の責務が書かれていますが、これが「減災」の前提になっていることを周知すべきです。</p> <p>「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、1週間分（最低でも3日分）の食糧・飲料水等の備蓄や家具の転倒等防止対策の実施等の予防対策など、町民自らが防災対策を行う。（第3節 町民等の責務）となっております。</p> <p>一之宮小学校の避難所に集まった住民の中に、「おにぎりも出ないのか!」と行政に突っかかった人がいたそうです。先進国ではありえない行動です。そもそも住民は、避難所に行かないように（出水の場合は別だが）努力するのが当たり前で、行政の世話にならないようにしよう、近所同士でできるだけ助け合おう、と言うのが常識ではないでしょうか。</p> <p>関東大震災のときには、一之宮の人が小谷の竹林で何日か過ごしたそうです。今は、耐震性が上がったので自宅で過ごす人がほとんどだと思います。避難所はろくなところではありません。行かない方が良いでしょう。高齢者用のトイレもなければ、ベッドもあり</p>	<p>防災対策の基本は「減災」であり、その前提となるのが「自助」の考えであることを広く町民に周知すると共に、大災害に備え各家庭でも家屋の耐震補強、家具の転倒防止、備蓄食糧などの具体的な防災対策の重要性について啓発して参ります。</p> <p>また、避難所への避難につきましては、危険が迫った場合や地震などにより家屋に留まることが危険な場合などを想定しておりますので、危険がなく自宅での居住が可能な場合につきましては、できるだけ避難せず、ご近所同士の助け合いも含め、自宅等へ留まっていたきたいと考えております。</p> <p>なお、アルファ米の備蓄につきましては、最低限の備蓄は必要と考えます。</p> <p>また、自治会未加入者及び帰宅困難者などに対しても、町の備蓄食糧等の配布は公平に行って参ります。</p>

	<p>ません。グラウンドに穴を掘って便所にするような場所です。</p> <p>静岡市の地震防災マニュアルには「避難所にはできるだけ行かないようにしましょう」と書いてあります。「避難所にはいかない」ことを前提に防災計画を組むべきだと思います。おびえる高齢者がいれば、2~3日、自宅で泊めてあげればいいじゃないですか。</p> <p>阪神淡路大震災の時の「おねだり住民の汚さ」を、テレビで見た人も多いと思います。町は、アルファ米の備蓄を行っています。中止したらよいと思います。「どこまで公的支援に頼れば気が済むのか！」と言いたいぐらいです。2~3日の備蓄ぐらいどの家庭でも常にできているはず。加えて「梅干し」まで備蓄しているのです。味噌も醤油もと言いつつ違いありません。</p> <p>しかも、賞味期限（耐用期限ではない）が来たら税金で入れ代えるというのです。その金額が年間2千万円にもなると言います。「死亡者を減らす」と一方で言いながら、このようなことに金を使って良いとは思えません。ある自治会長は、自治会で備蓄している食料を「被災時、自治会員でない人には渡さない」と言いました。これで良いのでしょうか。公平にするためにも、町で行う食料備蓄は止めて下さい。</p>	
10	<p>防災組織を図上で作っていますが、おそらく何の役にも立たないでしょう。(第5章 防災組織)</p> <p>一番必要なのは、情報伝達です。これこそ自治体が行なわなければならない防災行動です。これ以外の組織は必要ないと思います。第一必要な人が集まりません。集まっても皆素人です。70歳の方が自転車で連絡に走り回れるはずがありません。消防は火災が2件同時発生すればお手上げです。自主防災組織は名前だけで、70歳以上の自治会長が指揮できるわけがありません。近所で助け合うしかありません。これが過去の大地震の教訓です。</p> <p>唯一、消防団は活躍できたようです。訓練を受けていたからだだと思います。消防団員を増やす努力は、欠かせないと思います。(女性消防団員は除く)</p>	<p>防災組織につきましては、災害対策基本法で定められた必要な組織と考えております。</p> <p>また、災害時に正確な情報を迅速に伝えることが重要と考えておりますので、情報発信手段の複数化を図り、あらゆる情報伝達方法を駆使し、必要な情報の伝達に努めて参ります。</p> <p>なお、災害時の消防団活動の重要性を踏まえ、引き続き、消防団員の定数を満たすために、町ホームページ、広報、各種イベント等を利用して、広く募集をして参ります。</p>

1 1	<p>他市のボランティアをあてにしてはいけません。</p> <p>町は、平常時に活動している日本赤十字社や社会福祉協議会等に登録されているボランティアが、災害ボランティアとして活動できるように、災害ボランティアの体制づくりを支援する、としています（第4節 防災ボランティア）が、寒川町は、地震災害時、被害の大きな町になることは想定されていません。</p> <p>むしろボランティアに出掛ける人が多いと思います。その保険などの支援が必要です。もし寒川にボランティアが来ても、どうぞもっとひどい被害の茅ヶ崎や平塚に行っておいてくださいと言わなければなりません。無償の援助を待ち望む姿勢の人が、寒川には多いのでしょうか。</p>	<p>地震発災時から復興期までのあらゆる場面において、単純な力仕事から被災者の心のケアまで、広範に及ぶ災害ボランティアの活動は、重要だと考えております。</p> <p>また、災害弱者など助けを必要とする方のところへ、必要な災害ボランティアを派遣するためには、災害ボランティアセンターの果たす役割は非常に大きいと認識をしております。</p> <p>なお、現在のボランティア活動では、自己完結型が基本であり、自らが保険加入することで意識も高まることなどから、ボランティア保険の支援につきましては考えておりません。</p>
1 2	<p>地震等の災害による被害の軽減を図るため消防法の一部が改正（19年6月）され、現行の防火管理制度に準じて「防災管理制度」が新たに規定されました。この防火管理者と共に新たな防災管理者等の防災管理制度全般を寒川町地域防災計画に組み入れて下さい。</p> <p>また、大規模なマンション等においては、自治会に準ずる組織として位置付けて下さい。そして、大規模なマンション等においては、防災管理制度に準じて、防災管理者を選任して、消防法に準じて防災活動を実施する事を寒川町地域防災計画に入れて対策を定めた計画として下さい。また、町としての防災管理者の活用も検討願いたい。</p>	<p>防火・防災管理者制度は、自らが管理する防火対象物（建物）に対して、自主的に防火設備の維持・管理などの業務を防火・防災管理者に行わせる制度であることや防災管理を要する災害は、「地震」と「毒性物質の発散その他の特殊な災害」であることなどから、町全体の総合的な対策を定める地域防災計画への組み入れは、内容的にそぐわないものと考えます。</p> <p>また、大規模マンション等を自治会に準ずる組織として位置付けることにつきましては考えておりませんが、各自治会で組織していただいている自主防災組織のなかでの位置付けが適切と考えます。</p>
1 3	<p>寒川町地域防災計画において、地震等の被害想定が、まだ明確になっていないと考えます。全ての計画において想定する災害規模の具体的な数値があつてこそ、各種の防災計画が作成出来るのであつて、計画全体で統一された具体的な被害想定がなされていない様に受け取れます。</p> <p>県の情報はもとより、寒川町としての地勢、自然を充分検討して、寒川町地域としての被害想定を作成し、その共通理解の上に防災計画を策定していただきたい。その具体的な寒川町独自の被害想定を計画で明記すべきであり、まだであるなら被害想定そのものを計画して下さい。</p>	<p>寒川町地域防災計画におきましては、県の神奈川県地震災害想定調査報告書（平成21年3月）に基づいて、寒川町の地震被害を想定し、計画を策定しております。</p> <p>なお、被害想定につきましては、寒川町地域防災計画の第1編、第1部、第3章（被害想定）に記載のとおりでございます。</p> <p>また、町の地勢や自然等につきましては、寒川町地域防災計画の第1編、第1部、第2章、第1節（自然的条件）、及び第2節（社会的条件）に記載しております。</p>

<p>1 4</p>	<p>寒川町地域防災計画案の修正後において、2の土地利用状況、3の建築物、1の人口と世帯も含めて、もっと具体的に、より多くの情報を明記して下さい。具体的な寒川町の情報をもっているのは寒川町だけです。明確に現在記載の5倍以上の情報を記入して提示して下さい。自分の町の事をよく知らずして防災計画が良いのか、充分なのか、不十分なのか判断出来ません。</p> <p>また、町民等の責務として、町民に対して自主防災の観点から1週間分は要求しすぎで、具体的に1週間分がどれだけの量及び重さ、大きさになるのか検討されたのでしょうか。最低でも3日分（可能な範囲で1週間分）に減じて下さい。計画に入れれば良いというものではありません。これ一つで検討されていない計画と見て取れます。</p>	<p>社会条件につきましては、最新の情報に数値等を修正すると共に、土地利用状況の記述を増やすなど、全体的に大きな修正を行いました。</p> <p>また、今まで、国の防災基本計画では、家庭での食料備蓄は、3日間を目安としていましたが、東日本大震災の教訓を踏まえ、中央防災会議において、1週間分以上の水や食料の備蓄が必要との提言がありました。</p> <p>このことを受けて、町でも各家庭の備蓄量を見直し、できるだけ1週間分の備えを、それが難しい場合は、最低限の備えとして、3日分程度の備蓄をお願いしております。</p>
<p>1 5</p>	<p>津波対策としては、寒川町は町として取り組みが、まかせきりで弱かったと考えます。相模川と支流としての目久尻川等を含んだ津波予想及び遡上の詳細な被害想定を確実に実施して、まず被害予想を認める事です。それに基づき対策及び計画が作成されると考えますので、町としてしっかり認識して計画して下さい。</p> <p>液状化対策も同様に詳細な液状化被害想定を作成して計画に入れて下さい。被害想定の変更も併せて計画をお願いします。</p> <p>また、避難所の運営に関して、全てを各運営マニュアルにまかせてはいけません。避難所間で大きな差がない様に町全体としての策定指針を示すべきです。</p>	<p>津波対策につきましては、県の津波浸水予測図（平成24年3月）に基づき、対策を講じております。</p> <p>具体的には、田端スポーツ公園及び神川橋下流の河川敷につきましては、津波の相模川遡上に伴う被害を想定しておりますが、津波が相模川を溢水し、住宅地などへ被害を及ぼす想定は考えてございません。</p> <p>また、液状化対策につきましては、県の神奈川県地震被害想定調査報告書（平成21年3月）の液状化危険度分布図を基に、計画を策定しておりますので、県の被害調査が更新された場合は、その都度、修正を行って参ります。</p> <p>避難所運営マニュアルにつきましては、発災直後の混乱時においては、必要なものであり、有効に機能するものと考えております。</p> <p>なお、各避難所ごとに作成されている避難所運営マニュアルにつきましては、町で示した避難所運営マニュアルに基づき作成されております。</p> <p>また、避難所ごとの格差につきましては、町の従事職員も配備することから、大きな格差が生じることはないと考えております。</p>

<p>1 6</p>	<p>マンションなどの高層ビルは、津波による浸水や大雨による洪水などの水害、また大地震時において地域住民の一時的な避難場所として最適と考えます。このため、仮称「一時避難防災マンション」として、町で位置づけるための基本的な要件等の整備を実施すべく、例えば消防法に基づく防災管理者を選任した防災計画を持ったマンション等と言う様に条件検討等を寒川町地域防災計画の中に入れて下さい。今後の方向が見える事も大切と考えます。広域避難所と一時避難防災マンション等との連携、役割分担等も検討課題として計画して下さい。</p>	<p>避難所へ避難する間もないような洪水や大雨による浸水対策として、近くのマンションなどと防災協定を結び、緊急的な一時避難場所として位置付けることは、地域住民の安心につながるものと考えておりますが、現時点では、課題の整理や具体的な内容についての検討もできておりませんので、次回の防災計画への記載に向けて、検討して参ります。</p>
<p>1 7</p>	<p>災害ボランティアの体制づくり支援に関して。  町は平成24年に町社協と災害時における相互協力の協定を結ばれたと思えます。大規模災害時には町内外から集まる災害時ボランティアの受け入れ窓口となる災害ボランティアセンターが町社協により設置・運営されることとなります。町としてどのように関わり、また当地域防災計画上では、位置づけする必要のないものなのでしょうか。公助以外の自助・共助を担うものとして重要と思うのですが。  また、上記ボランティアセンター設置との関係から、公共的団体及び防災上重要な関係機関等に町社協も含まれるのではないかと考えますが、如何でしょうか。</p>	<p>災害ボランティアの体制づくりにおきまして、寒川町社会福祉協議会が果たす役割は非常に大きいと考えておりますので、第1編、第1部、第5章、第4節災害ボランティア体制づくりの支援につきましては、記載内容を修正し、寒川町社会福祉協議会の位置づけを明確にいたします。  また、第1編、第1部、第4章、第4節の5の公共的団体及び防災上重要な関係機関等につきましては、寒川町社会福祉協議会を追加記述いたします。</p>
<p>1 8</p>	<p>クリーン作戦の時にでも年に一回位、緊急避難場所までのゴミを拾ったらどうかと思います。  災害の時には遠くの親戚です。たまには自治会の班単位でも避難訓練をしたい。顔見知りになっておく事が大事だと思っておりますが、なかなか言い出せないでいます。</p>	<p>まちぐるみ美化運動の一環として、自宅から避難所まで清掃活動を実施することは難しいと思いますが、地域の方と一緒に避難所への安全な避難経路を確認しておくことは、大変重要なことだと思いますので、まちぐるみ美化運動の後などの機会に、ぜひ、実施していただきたいと思えます。  なお、自治会の班単位の防災訓練の実施につきましては、町でもご相談をいただければ出前講座なども実施いたしますが、各自治会でも防災訓練等を実施しておりますので、まずは、自治会内でのご相談をお願いします。</p>